

1. 衆議院の優越について、次の空欄を埋めよ。

第五十九条：(前略) 衆議院で可決し、参議院でこれと異なった議決をした法律案は、衆議院で出席議院の① _____ 以上の多数で再び可決したときは、法律となる。(中略) 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて② _____ 以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

① [3分の2] ② [60日]

第六十条：(前略) 参議院が、衆議院の可決した予算を受け取った後、国会休会中の期間を除いて③ _____ 以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

③ [30日]

第六十七条：内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。(中略) 衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて④ _____ 以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

④ [10日]

2. 衆議院と参議院の委員会で、議題の関係者や知識人を招いて意見を聞く会を何というか。

[公聴会]

3. 衆議院と参議院の議決が異なる際に、各議院から10名が選出され開かれる会は何か。

[両院協議会]

4. 内閣が締結した条約を、国会で承認することを何というか。

[条約の承認]

5. 政治が正しく行われているか調査するために、証人喚問をしたり、記録の提出を求めたりできるなど、両議院に与えられている権利は何か。

[国政調査権]

6. 憲法改正の発議を起こすためには、総議員の何分の何以上の賛成が必要か。

[3分の2]

7. 憲法改正の発議が出された後、国民投票でどれほどの賛成を得ることで憲法は改正されるか。

[過半数]